

広島高速道路公社は、臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるＥＴＣシステム利用規程を次のとおり定めましたので、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第二条第二項に準じお知らせします。

平成二十二年四月十九日

広島高速道路公社理事長 高 山 茂

臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるＥＴＣシステム利用規程

（目的）

第一条 この利用規程は、広島高速道路公社（以下「公社」といいます。）が、広島県（以下「県」といいます。）から県が管理する臨港道路海田大橋の料金收受業務を受託し、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定する有料道路料金收受システム（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を使用して、広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第五条第一項に規定する臨港道路海田大橋の通行料を徴収するにあたり、周知すべき事項を定めたものです。

（規程の準用）

第二条 臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるＥＴＣシステムの利用にあつては、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるＥＴＣシステム利用規程（平成十八年十月二十三日付け官報）（以下「ＥＴＣシステム利用規程」といいます。）を準用するものとし、この場合において、ＥＴＣシステム利用規程中「ＥＴＣシステム取扱道路管理者」とあるのは「広島高速道路公社」と読み替えるものとします。また、ＥＴＣシステム利用規程が改定されたときは、改定されたものを適用します。

附 則

この規程は、平成二十二年四月二十六日から施行する。